

再議第 1 号

議案第107号に関する議決の再議について

地方自治法第176条第 1 項の規定により，議案第107号活力ある福岡空港づくり基金条例案に関する平成29年 3 月28日の議決を再議に付す。

平成29年 3 月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

平成 29 年 3 月 28 日に修正の上議決された活力ある福岡空港づくり基金条例案は、「福岡空港の運営に関する出資を通じて，市民生活と本市の成長に不可欠な基幹インフラである福岡空港の活性化，安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興に関し本市に求められる責任を果たすため，活力ある福岡空港づくり基金を設置」し，「市長は，基金の設置目的を達成するため，福岡空港を運営する者に対し，基金に属する現金の範囲内において，出資を行うよう努めなければならない」と規定している。

空港運営の民間委託は，空港本来の役割を最大限発揮させ，もって地域の振興・発展を図ることを目的として，航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ運営権者に空港運営事業を実施させるとともに，民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するものである。

民間委託は民営化とは異なり，空港が担う公共インフラとしての役割を担保する観点から，空港の設置管理者である国が，滑走路等の所有権を引き続き保有し，運営の最終責任を負うものである。このため，国は，委託業務に関する要求水準を定め，運営権者の履行状況を監督指導するとともに，要求水準が達成されていない場合，改善措置等を求めることができるなど，適正な空港運営が制度上担保されている。

加えて，地域との協議の場である空港法協議会や福岡市独自の協議の場など，空港運営に関与・連携する仕組みがあり，これらの仕組みを活かして地域の意向を反映することが可能である。

また，民間委託の趣旨や，適正な空港運営を担保する措置等があることから，基本的には運営権者に対して地方公共団体が出資を行うことは前提とされておらず，既に民間委託が実施されている仙台空港並びに関西国際空港及び大阪国際空港においても地方公共団体は出資を行っていない。

以上のことから、地域の成長を牽引する重要な公共インフラである福岡空港の民間委託については、民間にできることは民間に任せ、民間の活力や能力を最大限に発揮させることを基本的な考え方とし、国との契約に基づき運営事業を受託する運営権者に対する出資を行わない方針を定め、空港の設置管理者として運営権者を監督指導する国と並び、運営権者から独立した立場で、空港所在の地元自治体として空港運営に関与し、その役割を果たしていくこととしたものであり、本条例案はこの判断と相容れないので、異議があるものである。



議案第107号

活力ある福岡空港づくり基金条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年3月7日

福岡市議会
議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

津 田 信太郎

今林 ひであき

調 崇 史

橋 田 和 義

川 上 陽 平

川 上 晋 平

理由

この条例案を提出したのは、福岡空港の運営に関する出資を通じて、市民生活と本市の成長に不可欠な基幹インフラである福岡空港の活性化、安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興に関し本市に求められる責任を果たすため、活力ある福岡空港づくり基金を設置する必要があるによる。

活力ある福岡空港づくり基金条例

(設置)

第1条 福岡空港の運営に関する出資を通じて、市民生活と本市の成長に不可欠な基幹インフラである福岡空港の活性化、安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興に関し本市に求められる責任を果たすため、活力ある福岡空港づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(財産の種類)

第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。

- (1) 福岡空港を運営する者の株式
- (2) 積立金及びその運用により取得した有価証券

(積立て)

第3条 基金には、歳出予算をもって定める額を積み立てるものとする。

(出資)

第4条 市長は、基金の設置目的を達成するため、福岡空港を運営する者に対し、基金に属する現金の範囲内において、出資を行うよう努めなければならない。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規定により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

2 基金に属する財産は、福岡空港を運営する者の株式の引受けのため、運用処分することができる。

般会計歳入歳出予算に計上し、福岡空港の活性化、安全性の確保等及び福岡空港の周辺における地域振興の

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用によって収益が生じたときは、~~基金の目的を達成す~~ために必要な費用に充てることができる。

2 前項の規定により必要な費用に充て、なお剰余金があるときは、当該剰余金は、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(財政上の措置等) ^{基金の設置目的}

第8条 市長は、~~この条例の目的~~を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。